

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第9号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則（平成27年埼玉県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。